

子育て応援手当の申請は6月30日までです

子ども支援課 ☎048(473)1784

物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、子育て応援手当の申請期間を6月30日まで延長しました。申請がお済みでない人はお早めにお申し込みください。

支給額 児童一人につき2万円

対象

- ・令和7年9月分の児童手当（9月出生の場合は10月分）支給対象児童
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに生まれた児童

申請が必要な人

- ・令和8年1月以降に出生による児童手当申請（認定請求）をした児童がいる人
- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中などを含む）やDV被害により児童手当の申請が必要となった人
- ・児童手当受給者が公務員である人

▼申請が不要な人には2月19日（木）に児童手当の登録口座へ振り込みを行っています。

▼申請の要否が分からない場合や入金を確認できない場合は子ども支援課へお問い合わせください。

申請方法 6月30日（火）（必着）までに申請フォーム、郵送または直接、子ども支援課へ



▲申請フォーム

児童手当を引き続き受給するには現況届の提出が必要（一部対象者のみ）

子ども支援課 ☎048(473)1784

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

提出期間 6月1日（月）～30日（火）

対象

- ①多子加算を受ける人で、18歳年度末経過後22歳年度末までの「学生以外」の子どもがいる人
- ②離婚協議中で配偶者と別居している人
- ③児童福祉施設や里親の受給者

▼そのほか養育状況の確認が必要な人など、提出が必要な人に対して、5月末に通知を送付しています。

提出方法 提出期間中に児童手当現況届を市ホームページ内の申請フォーム、郵送または直接、子ども支援課へ

▼①の人は「監護相当・生計費の負担についての確認書」も提出してください。

▼②の人は「児童手当の受給資格に係る申立書（同居父母）」も提出してください。



▲市ホームページ

6月は志木市男女共同参画推進月間です

人権推進室 ☎048(456)6020

一人ひとりの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、この機会に職場や学校、地域、家庭などにおける男女共同参画について考えてみませんか。

パネル展示「男性を取り巻く環境」「統計に見る女性の『仕事』と『生活』のいま」

とき 6月8日（月）～22日（月） **ところ** 市役所4階展望ロビー

男女共同参画に関する図書館テーマ展示

とき ①5月30日（土）～7月30日（木） ②6月2日（火）～28日（日）（①・②とも月曜日を除く）

ところ ①柳瀬川図書館 ②いろは遊学図書館



第7次志木市男女共同参画基本計画を策定しました

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

計画期間 令和8～12年度



◀市ホームページ